様式第1号（第5条関係）

（表面）

年　月　日

浜田市長　　　　　様

浜田市島根就職支援事業に係る学生就職支援金交付申請書

年度において、次のとおり浜田市島根就職支援事業に係る学生就職支援金の交付を受けたいので、浜田市島根就職支援事業における学生就職支援金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 　申請者（本人が手書きしない場合は、記名押印してください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | 生年月日 |
| 氏　　名 |  | | 年　　月　　日 |
| 住　　所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  | | |
| 在学大学・学部 |  | | |

2 　就職活動訪問先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訪　問　先 | 企　業　名 |  |
| 所　在　地 |  |
| 面接・試験日 | 年　　　月　　　日 | |
| 内　定　日 | 年　　　月　　　日 | |

3 　移動経路（往復）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日　　付 | 交通機関の名称 | 出発地 | 到着地 | 費　　用 |
| （バス停名・駅名・空港名等） | |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

4 　併せて交付を受ける企業の助成金の額

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 助成金事業名 | 日付 | 交通機関の名称 | 出発地 | 到着地 | 費用 |
| （バス停名・駅名・空港名等） | |
|  |  |  |  |  |  |

（裏面）

5　移転日

|  |  |
| --- | --- |
| 日　　付 | 費　　用 |
|
|  |  |

6 　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 下記「学生就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ　誓約する |  | Ｂ　誓約しない |
| 下記「学生就職支援金交付事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ　同意する |  | Ｂ　同意しない |
| 申請日から5年以上継続して浜田市に居住する意思について |  | Ａ　意思がある |  | Ｂ　意思がない |

※　各種確認事項のＢに○を付けた場合は、学生就職支援金の交付対象となりません。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（浜田市記入欄） |  |

学生就職支援金の交付申請に係る誓約事項

|  |
| --- |
| 1　以下のいずれかに該当する場合には、浜田市島根就職支援事業における学生就職支援金交付要綱第9条に基づき、学生就職支援金の全額又は半額を返還します。  ⑴　学生就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額  ⑵　学生就職支援金の申請日から1年以内に学生就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額  ⑶　学生就職支援金の申請日から1年以内に浜田市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に浜田市に住民票がある場合を除く）：全額  ⑷　学生就職支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額  ⑸　転入日から3年未満に浜田市以外の市区町村に転出した場合（ただし、転勤等の事由により交付を受けた浜田市から通勤できないことによる島根県内の他市町村への転出を除く。）：全額  ⑹　転入日から3年以上5年以内に浜田市以外の市区町村に転出した場合（ただし、転勤等の事由により交付を受けた浜田市から通勤できないことによる島根県内の他市町村への転出を除く。）：半額 |

浜田市島根就職支援事業に係る個人情報の取扱い

|  |
| --- |
| 島根県及び浜田市は、浜田市島根就職支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。  また、島根県及び浜田市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する学生就職支援金交付事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。 |